

都における困難な問題を抱える女性への支援のための取組等

令和5（2023）年9月

《目次》

東京都配偶者暴力対策基本計画について

第33期青少年問題協議会答申

住宅セーフティネット制度について

都営住宅の活用について

住宅喪失不安定就労者・離職者等対策について（T O K Y Oチャレンジネット）

生活困窮者自立支援法の概要

若年被害女性等支援事業について

東京しごとセンターについて

東京都男女平等参画推進総合計画について

○計画の位置づけ

・女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、配偶者暴力防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成

・男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画

○計画期間 令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5か年

目指すべき男女平等参画社会のあり方

女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現

目指すべき男女平等参画社会の実現に向けて

- 働き方改革関連法など様々な法制度の整備が進む中、**社会の「仕組みづくり」を着実に進めていく**必要がある
- 一方で、社会に根強く残る意識が仕組みの活用を阻むことから、**人々の行動変容につながる「意識改革」に、特に重点的に取り組む**
- 加えて、コロナ禍で浮き彫りになった課題等に対応



このため、次の3つの視点から取組を強化・加速

- 誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり
- 根強い固定的性別役割分担意識等の変革
- 男女間のあらゆる暴力の根絶

計画の基本的考え方と3つの柱

基本的
考え方

男女平等参画推進に向け、企業の実践を加速させるとともに、家庭・職場などあらゆる場面での意識改革等を促していく

- ・女性管理職比率の向上を目指す企業等への支援やインセンティブ付与
- ・正規雇用を目指す女性への支援強化
- ・女性の職域拡大・登用促進等を推進
- ・柔軟な働き方の普及定着

【第1の柱】

ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進

- ・プロスポーツチームや経済団体等多様な主体と連携した幅広い世代に対する意識改革
- ・男性の家事育児参画促進「マインドチェンジプロジェクト」実施
- ・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への取組
- ・審議会等委員を「いずれの性も40%以上」とする「クオータ制」導入

【第2の柱】

男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ

- ・男女間のあらゆる暴力の根絶
- ・被害者支援団体への支援
- ・加害者対策への取組

【第3の柱】

配偶者暴力対策

東京都男女平等参画推進総合計画〈具体的な施策〉

女性活躍推進計画

ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進

- 1 生活と仕事を両立できる環境づくり
 - (1) 柔軟な働き方の普及・定着促進
 - (2) 雇用機会の均等と女性の職域拡大・登用促進
 - (3) 女性の就業継続やキャリア形成
- 2 妊娠・出産・子育てに対する支援
- 3 介護に対する支援
- 4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止
- 5 起業等を目指す女性に対する支援
- 6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援
- 7 生涯を通じた男女の健康支援

男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ

- 1 生活と仕事における意識改革
 - (1) 「働く」の意識改革
 - (2) 男性の家事・育児参画に向けた意識改革
 - (3) 男女平等参画に向けた意識改革
 - (4) 社会制度・慣行の見直し
- 2 教育・学習の充実
 - (1) 学校での男女平等
 - (2) 若者のキャリア教育の推進
 - (3) 多様な学習・研修機会等の提供
- 3 あらゆる分野における女性の参画拡大
 - (1) 政治・行政等分野
 - (2) 防災・復興分野
 - (3) 地域活動

多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

- 1 ひとり親家庭への支援
- 2 高齢者への支援
- 3 若年層への支援
- 4 障害者への支援
- 5 性的少数者への支援

配偶者暴力対策基本計画

配偶者暴力対策

- 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見
- 2 多様な相談体制の整備
- 3 安全な保護のための体制の整備
- 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備
- 5 関係機関・団体等の連携の推進
- 6 人材育成の推進
- 7 二次被害防止と適切な苦情対応
- 8 調査研究の推進

男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

- 1 性暴力被害者に対する支援
- 2 ストーカー被害者に対する支援
- 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止
- 4 性・暴力表現等への対応

※PDCAサイクルによる計画の実効性を高めるため、取組に応じて行動目標や達成年度などを設定

計画掲載事業数について（都 及び 都民・事業者の取組）

	総数	都の取組	都民・事業者の取組
東京都女性活躍推進計画	605	313	292
東京都配偶者暴力対策基本計画	317	261	56

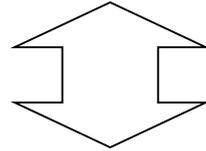
(注)事業数は再掲を含む

配偶者暴力対策ネットワーク会議

- 配偶者暴力対策の総合的な取組に向けて、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討する。

《内容》

- ・ 「東京都配偶者暴力対策基本計画」の進捗状況確認、各委員からの報告事項、部会における検討の報告など
- ・ 年2回程度開催

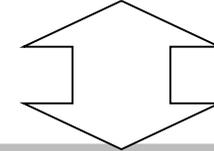


配偶者暴力対策推進部会

- 配偶者暴力対策、基本計画事業の着実な推進
事務局：生活文化スポーツ局男女平等参画課

《内容》

- ・ 基本計画における各局事業の進捗状況の把握、意見交換
- ・ 年2回程度開催



配偶者暴力対策連携部会

- 関係機関の連携の促進
事務局：東京ウィメンズプラザ

《内容》

- ・ 各機関における現状の報告及び共通理解
- ・ 関係機関の連携のあり方と相談等の事例についての総合的な検討
- ・ 年3回程度開催

第 33 期東京都青少年問題協議会答申【概要】

はじめに

- 近年、様々な不安や悩みを抱えた青少年が、SNS 等を通じて、いわゆる「トー横」に集まり、児童買春等の犯罪被害に遭う事案等が発生
- 現在も、関係機関が各種対策を講じているものの、この状況に改善が見られないことから、更なる対策を講じる必要
- 「トー横」には、新宿区以外の青少年も来訪しており、広域行政体である都としても、向き合う必要があると認識。また、都内の「トー横」以外の地域において同様の環境が構築された場合、本検討は有効である可能性が高い。
- なお、「トー横」で現に生じている青少年の各種被害等の解消が喫緊の課題。来訪の背景にある家庭や学校等における問題の解消へ向け、関係機関の連携を念頭に置き、こうした各種被害等の抑止・軽減に極力焦点を絞り、検討を実施

第 1 現状

1 青少年の「トー横」への集結状況、被害状況等

- 警視庁等の関係機関によれば、「トー横」には数年前から青少年が集結。令和 5 年 4 月の東急歌舞伎町タワーの開業前後で大きな変化はない状況とのこと
- 集まる青少年につき、小学生も確認。多くは中学生、高校生で、女性が多い状況。また、都外に居住する青少年も多く確認
- こうした青少年が、悪意のある大人によって、児童買春等の犯罪被害に遭うなどしている状況
- 悪意のある大人による加害に関しては、青少年グループと親しい大人が言葉巧みに騙すなどして加害に至るケース等、様々な態様を確認
- 青少年の一部は、近くのホテルやネットカフェ等に一人又は複数名で泊まり、犯罪に巻き込まれている状況。また、こうしたホテル等を拠点として、「トー横」に長期滞在する者も確認

2 来訪の背景

- 都は、本協議会との関係で警視庁、児童相談所及び新宿区に対するアンケート調査や、(公社)日本駆け込み寺に対するヒアリング等を実施
- 来訪の背景として、家庭や学校における悩み、刺激・非日常感、興味本位、友人との付き合い、コンプレックス等の様々な理由が判明
- 来訪理由は、特定のものではなく、多様な理由が存在。また、複合的に絡み合っている場合もある。
- 彼らの発言内容から、青少年が「トー横」に「居場所」を求めてきている状況が少なからずあることが推測される。

3 青少年の来訪のきっかけ

- 令和5年1月に生活文化スポーツ局都民安全推進部が青少年の保護者を対象に実施した調査では、青少年における SNS 等の利用が広がっている実態が伺える状況が判明
- 関係機関によれば、「ト一横」に訪れる青少年の多くも、様々な背景から、何かしらの「居場所」を求め、SNS 等で「ト一横」を検索し、来訪している状況があることが確認されているとのこと。

第2 現在採られている主な対策

1 東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部による取組

- 「ターゲティング広告」を活用した啓発（以下「ターゲティング啓発」という。）
- リーフレット等による啓発の実施

2 東京都福祉局による取組

- 若年被害女性等支援事業
- 児童相談所による一時保護等

3 警視庁による取組

- 補導活動
- 各種法令による取締り
- 防犯教室等を通じた各種啓発

4 新宿区による取組

- 民間警備会社に委託し見守り活動等を実施
- 歌舞伎町安全・安心対策事業等を通じた団体支援

5 民間団体による取組の例

- 困難を抱える者の相談等を実施

第3 犯罪被害等のリスクを抱える青少年の支援に向けた課題と解決の方向性

1 「ト一横」に被害等のリスクを抱える青少年が集まること

- 「ト一横」に集まる青少年については、犯罪被害等に関する危険性を認識できないなどした状態で、悪意のある大人に囲まれており、犯罪被害等のリスクが高い者といえる。
- 引き続き、警察による補導活動を行うとともに、本人のリテラシー向上や悩みの解消に向け、関係団体等と連携した相談対応や青少年本人に届く啓発等の対策を講じるべき。また、もう一步踏み込んだ実態把握も必要
- また、今後、SNS 等をきっかけとして、「ト一横」にやってくる者は少なからずいると予想されることから、SNS 等を活用した啓発等も重要
- 青少年に関係する者への対策も講じるべき。例えば、「ト一横」に集まる青少年の保護者に関する対策も検討すべき。関係機関の連携の在り方についても検討が必要

2 加害者となり得る悪意のある大人が青少年の周りに存在していること

- 「ト一横」に集まる青少年の周辺に、加害者となり得る悪意のある大人が集結。確信的に青少年に加害行為を行おうとしている者、確信的ではないが機会があれば青少年の弱みに乗じる者などに大きく二分
- 前者は、警告や警察の取締り、後者は、啓発等の推進が必要

3 被害場所等となり得る空間が存在していること

- 一部の青少年は、警察等を避けるため、「ト一横」周辺に存在する、ホテル・ネットカフェ等のうち、比較的利用ハードルが低い個室空間を利用
- こうした場所については、犯罪被害に遭う可能性が高いほか、青少年が複数人で宿泊すること等を可能とし、結果的に彼らが「ト一横」に長期的に滞在することを助長
- まだその実態が不透明であり、まずは実態把握を早急に実施することが必要。また、これと並行して、関係機関と連携し、啓発等の推進が必要

第4 都として喫緊に採るべき更なる対策

1 青少年への対策

(1) 一歩踏み込んだ実態把握の実施

- 第4の1(2)の相談窓口等の活用、関係機関との一層緊密な連携等により、青少年の声を直接聞き、その内容を分析すること等が考えられる。
- また、SNS上でオープンになり、誰でも見ることができる青少年の投稿を収集し、それを分析することも考えられる。

(2) 青少年が気軽に來ることができる相談窓口等の構築

- 関係団体等と連携し、青少年に対して、身を守るために必要な情報を伝えるとともに、彼らの相談内容に応じた適切な関係機関につなげることができるよう、従来の支援活動に捉われない相談窓口等の体制を構築すべき。
- この相談窓口等で得られた情報については、個人情報の取扱いに留意しつつ、関係機関間でも共有し、青少年への支援に活かすべき。
- なお、将来的な話になると思われるが、例えば、メタバース等を活用し、ネット空間上に、上記と同様の相談窓口等を設置する施策も考えられる。

(3) 「ト一横」における関係機関相互の緊密な連携

- 「ト一横」に関係する都、警視庁、新宿区等の関係機関が情報を共有、議論することが考えられる。

(4) ターゲティング啓発等の充実、強化

- ターゲティング啓発について、青少年の意見等を踏まえるなどして改良すべき。
- また、一般的な青少年に対するSNSを活用した啓発等についても充実、強化すべき。

(5) 青少年の保護者への支援

- 保護者の相談先について、パンフレット等にとりまとめて配布するとともに、都のHPに公開するなどの工夫が必要

2 悪意のある大人への対策

(1) ターゲティング啓発等の充実、強化

- ターゲティング啓発について、関係機関の意見等を踏まえるなどして改良すべき。
- また、一般的な大人に対する SNS を活用した啓発等についても充実、強化すべき。

(2) 「ト一横」周辺のデジタルサイネージ等を用いた啓発等の実施

- 第4の2(1)に基づいて作成した動画等を、関係機関と連携しつつ、「ト一横」周辺のデジタルサイネージ等を活用して放映するなど、大人の犯罪抑止に向けた活動を積極的に推進すべき。

3 被害場所等となり得る空間への対策

(1) ホテル、ネットカフェ等への青少年の宿泊に関する実態把握

- 関係機関やホテル業界等と緊密に連携し、実態を更に解明することが必要。第4の1(2)の相談窓口等を活用して、こうした実態について情報収集を行うことも考えられる。

(2) ホテル、ネットカフェ等に対する啓発

- 現時点で判明している「ト一横」における青少年の宿泊事実や被害態様等について啓発を実施すべき。そうした情報を記載した資料（パンフレットやチラシ等）を作成し、関係機関と連携の上、「ト一横」周辺のホテル等に配布する方法が考えられる。
- なお、こうした啓発を推進しても、問題が発生し続ける場合、将来的には、都の青少年健全育成条例の改正等、何らかの規制を行うことも考えられる。

おわりに

- 「ト一横」における対策は待ったなしの状況。本来であれば、実態解明を行った上で、対策の検討を行うべきところ、それを待っては、「ト一横」における青少年の被害等が増え続ける可能性が高いことから、緊急に実施すべき対策について提案。今後の都の取組の速やかかつ効果的な実施を期待
- 一步踏み込んだ実態把握を踏まえ、より効果的な更なる対策についても検討がなされるよう期待
- なお、本答申で提言した施策は、現に生じている犯罪被害等への対処を念頭に置いたものであり、問題解決に向けたいわゆる「対症療法」に過ぎないという限界があることも認識
- 問題の改善に向けては、「ト一横」に来訪する青少年の背後にある、虐待やいじめへの対策等といった、彼らの根本の悩みを解消するための施策が非常に重要。関係機関が一層連携を密にし、今回の検討や本答申の内容を共有し、より一層強力に対策を講じることが求められる。
- 「ト一横」に集まる青少年は、都外からも来ている実態が認められる。必要に応じ、そうした道府県とも連携を取り、対応に当たる視点も大切

「住宅セーフティネット制度」とは

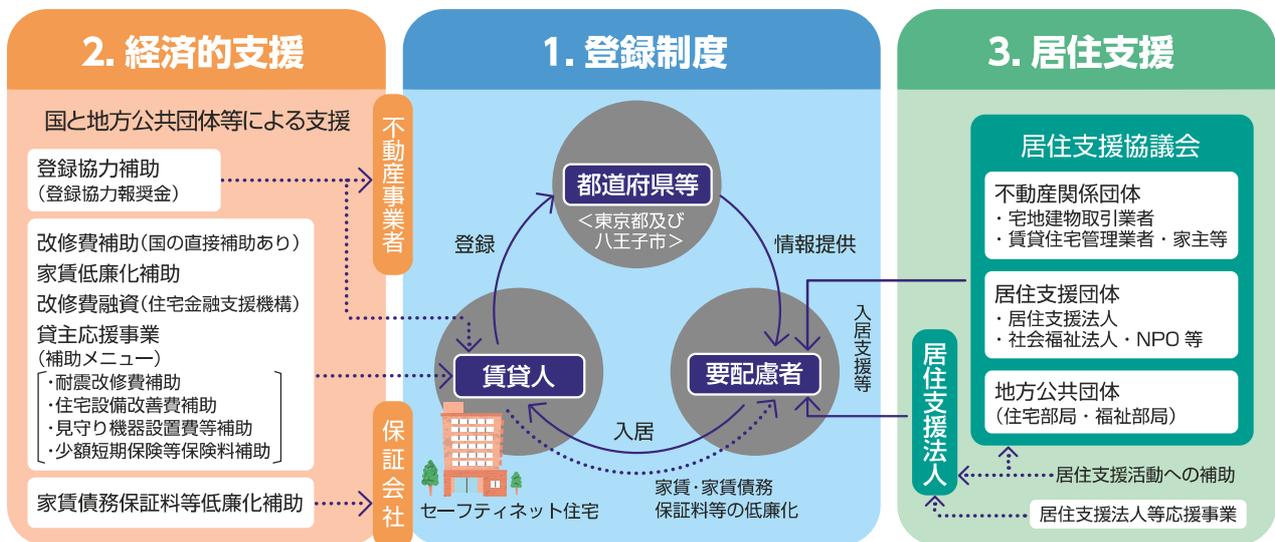


高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方のために、民間の空き家・空き室を活用して、住宅確保要配慮者*の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の供給を促進することを目的とした制度です。

以下の3つの柱から成り立っています。

東京都の愛称は「東京ささエール住宅」です！

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



(国土交通省資料に基づき作成)

1. 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

- 専用WEBサイトによる登録住宅の情報公開 P 3
- 住宅の登録基準 P 4
- 登録申請の流れ P 5
- 登録住宅と専用住宅 P 6

目次

2. セーフティネット住宅の改修・入居への経済的支援

- 改修費補助 P 7
- 家賃・家賃債務保証料等低廉化補助 P 8
- 東京都独自の補助 P 9・P10

3. 住宅確保要配慮者への居住支援

- 賃貸住宅への円滑な入居支援、入居後の見守りなどの生活支援 P 10・P11

- ◆よくあるQ&A ◆問い合わせ先 P 12



専用WEBサイトによる 登録住宅の情報公開

登録した賃貸住宅が国土交通省の管理する専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」に掲載され、広く情報が公開されます。なお、掲載にかかる費用は無料です。

[専用WEBサイトへのアクセス方法]

セーフティネット住宅

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

<トップページ>



セーフティネット住宅
情報提供システム



セーフティネット住宅
情報提供システム

HOME

制度について知る

住宅登録事業者の方へ

お問い合わせ

よくあるご質問

このサイトは、**住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅**専用の検索・閲覧・申請サイトです。
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、規模や構造等について一定の基準を満たした住宅です。



情報提供メール配信
登録・解除

1 都道府県からさがす



居住支援に関するお問い合わせ

居住支援法人一覧

居住支援協議会一覧

各都道府県や市町村において、住宅確保要配慮者への入居支援等を行う居住支援協議会や居住支援法人がある場合があります。

賃貸住宅供給促進計画の策定状況

各自治体の計画策定状況一覧

各都道府県や市町村が定める計画において、住宅確保要配慮者の追加や面積基準の緩和等が行われている場合があります。

2 お探しの都道府県をクリック

<物件掲載イメージ>

東京都のセーフティネット住宅

275件

並び替え

新着順

1 2 3 4 5 6 7 > 最後 >>



〇〇マンション 302

7.7万円

共益費・管理費 8,000円

1K

29m²

3階

築29年11ヶ月

6階建て

空室

東京都〇〇区〇〇1丁目3-2

東急〇〇線 〇〇駅から徒歩6分

詳細を見る



△△△マンション 201

7.6万円

共益費・管理費 5,000円

1R

30m²

3階

築21年3ヶ月

5階建て

空室

東京都〇〇区△△6丁目7-10

小田急〇〇線 〇〇駅から徒歩14分

詳細を見る

※住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅：
セーフティネット住宅として登録された住宅のこと

3 「詳細を見る」をクリック

住宅や周辺情報、入居対象者の範囲、条件など、掲載されている情報をご覧いただけます。

入居時に家賃・家賃債務保証料等の支援を受けられる場合があります。詳細は、物件が所在する区市町村にご確認ください。

登録に当たり、次の基準を満たす必要があります。

住宅の登録基準

1 構造

- 消防法、建築基準法などに違反しないものであること
- 耐震性があること^{※1} (新耐震基準に適合していること)

※1 登録後に耐震改修工事を行い、耐震性を確保できる場合を含みます。



2 設備

(1) 一般住宅^{※2}の場合

- 各住戸が台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えること
(共用部分に台所、収納設備、浴室又はシャワー室を備え、共同で利用する場合は、各住戸に備えなくてもよい)
- ※2 以下の共同居住型住宅(シェアハウス)以外の住宅

(2) 共同居住型住宅(シェアハウス)の場合

- 住宅の専用部分か共用部分のいずれかに、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場を備えること
 - 便所、洗面設備、浴室又はシャワー室は、5人に1つ以上の割合で備えること
(例えば、定員4人であれば各設備は1つずつ、6人であれば各設備は2つずつ必要)
- (注)ひとり親世帯向けシェアハウスについては、上記とは別に基準があります。



3 規模(面積)

(注)東京都では、国の登録基準を緩和しています。

(1) 一般住宅の場合

着工日	～平成8年3月31日	平成8年4月1日～ 平成18年3月31日	平成18年4月1日～ 平成30年3月30日	平成30年3月31日～
各住戸の床面積	15m ² 以上	17m ² 以上	20m ² 以上	25m ² 以上

◆共用部分に台所、収納、浴室又はシャワー室を備え、共同で利用する場合

着工日	～平成30年3月30日	平成30年3月31日～
各住戸の床面積	13m ² 以上 ^{※3}	18m ² 以上

※3 共用部分に十分な面積を有することが必要です。

(2) 共同居住型住宅(シェアハウス)の場合

着工日	～平成30年3月30日	平成30年3月31日～
各専用部分の床面積	7m ² 以上	9m ² 以上
住宅全体の面積	(13m ² ×居住人数+10m ²)以上	(15m ² ×居住人数+10m ²)以上

(注)ひとり親世帯向けシェアハウスについては、上記とは別に基準があります。

4 賃貸条件・その他

- 入居を不当に制限しないこと(制限の例：差別的なもの・入居対象者が著しく少数)
- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと など

セーフティネット住宅の登録に当たり、登録住宅又は専用住宅を選択できます。

登録住宅と専用住宅

登録住宅と専用住宅の関係

登録住宅

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅
(住宅確保要配慮者以外の入居も可能)



専用住宅

住宅確保要配慮者のみが入居可能な住宅



登録住宅や専用住宅に登録すると利用できる支援策

	支援策	補助率	補助限度額	所管
国の補助制度	① (1)改修費補助(国)	1/3	100万円/戸 50万円/戸	国土交通省
	(2)改修費補助(区市町村)	2/3	区市町村の定める額	区市町村
	② 家賃低廉化補助	—		
	③ 家賃債務保証料等低廉化補助	—		
東京都独自の補助制度	④ 貸主応援事業(補助金)			東京都
	(1)耐震改修費補助	5/6	250万円/戸	
	(2)住宅設備改善費補助	1/2	50万円/戸	
	(3)見守り機器設置費等補助	2/3	4万円/戸	
	(4)少額短期保険等保険料補助	2/3	4千円/戸	
	⑤ 登録協力補助	—	5万円/戸	
	⑥ 少額短期保険等保険料補助	—	区市町村の定める額	区市町村
その他	⑦ 代理納付に関する手続の利用	—	—	
	⑧ 改修費への融資	—	—	独立行政法人 住宅金融支援機構
	⑨ 家賃債務保証保険の利用	—	—	

家賃・家賃債務保証料等低廉化補助

2 家賃の低廉化への補助

家賃を引き下げた場合の差額を補助します。

事業主体	●貸主	補助の期間	●管理開始から原則10年以内 ※ただし、国費総額240万円/戸を超えない範囲で、区市町村が10年を超えて定めることが可能
低廉化対象世帯	●原則月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 ※住居確保給付金受給世帯を除く ※住宅扶助を受給する場合、最長6ヶ月併用可	その他主な要件	●原則、入居者を公募し、抽選その他公正な方法により入居者を選定すること ※一定の要件を満たせば現入居者でも可 ●入居者から、家賃の3ヶ月分を超える敷金、権利金、謝金等を受領するなど、不当な負担を求めないこと
補助限度額	●区市町村の定める額(国費限度額:原則2万円/戸・月) ※国・地方合わせて最大8万円/戸・月		
家賃	●補助前の家賃が近傍同種家賃と均衡を失しないこと ●補助後の家賃が、公営住宅並み家賃を下回らないこと		

計算方法

例)家賃12万円を8万円に減額する場合(4万円が低廉化費用)

・区市町村の補助限度額が月額4万円
→補助金:4万円、貸主負担:なし



3 家賃債務保証料等の低廉化への補助

家賃債務保証料等を引き下げた場合の差額を補助します。

事業主体	●登録家賃債務保証会社、居住支援法人及び保険会社	低廉化前の保証料等	●適正な水準であること
低廉化対象費用	●家賃債務保証料 ●孤独死・残置物に係る保険料	補助の期間	●入居時のみ
低廉化対象世帯	●原則月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 ※生活保護(住宅扶助)等を受給している世帯を除く	その他主な要件	●入居者に保証人(事業主体を除く)を求めないこと
補助限度額	●区市町村の定める額(国費限度額:3万円/戸)		

計算方法

例)家賃債務保証料12万円を6万円に減額する場合(6万円が低廉化費用)

・区市町村の補助限度額が6万円/戸
→補助金:6万円、保証会社等負担:なし



(注)2及び3の補助については、区市町村により、実施の有無や補助の要件が異なります。

詳細は、各区市町村へお問い合わせください。

(2の補助 令和4年度実施自治体:墨田区、世田谷区、豊島区、練馬区、足立区、八王子市)

(3の補助 令和4年度実施自治体:墨田区、豊島区、八王子市、府中市)

地域の居住支援法人や居住支援協議会等では、住まいにお困りの方に対するサポートを行っています。

賃貸住宅への円滑な入居支援・入居後の見守りなどの生活支援

【サポートの例】

家賃債務保証



連帯保証人に代わって法人が家賃債務を保証すること

入居の相談・住宅の紹介



見守りサービス・生活相談



(国土交通省資料に基づき作成)



居住支援法人の役割

居住支援法人は法律に基づき都道府県知事の指定を受けた法人です。

賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談などの入居支援、入居後の見守り・生活相談などの生活支援、登録住宅の入居者への家賃債務保証などを行います。

東京都 居住支援法人



居住支援法人一覧

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/pdf/kyojushien_04.pdf

【東京都指定居住支援法人(令和5年2月末時点)】

No.	法人名	No.	法人名	No.	法人名
1	ホームネット株式会社	19	メイクホーム株式会社	36	吉祥ハウジング有限会社
2	特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会	20	株式会社KURASHI	37	株式会社メリアコーディネート
3	特定非営利活動法人リトルワンス	21	特定非営利活動法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン	38	一般社団法人介護グループふれあい
4	社会福祉法人悠々会	22	一般社団法人くらしサポート・ウイズ	39	株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク
5	特定非営利活動法人ハビタットフォー・ヒューマニティ・ジャパン	23	特定非営利活動法人東京こうでねいと	40	社会福祉法人大三島育徳会
6	株式会社ケアプロデュース	24	株式会社エイブレイス	41	株式会社ホットスペース東京
7	一般社団法人ささえる手	25	株式会社Casa	42	特定非営利活動法人インクルージョンセンター東京オレンヂ
8	企業組合労協センター事業団	26	ベスト・レギュレーション株式会社	43	一般社団法人生涯現役ハウス
9	特定非営利活動法人コレクティブハウジング社	27	特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク	44	株式会社R65
10	株式会社こたつ生活介護	28	一般社団法人包括あんしん協会	45	株式会社うぐいす不動産
11	特定非営利活動法人せたがや福祉サポートセンター	29	一般社団法人ウイズタイムハウス	46	社会福祉法人おあしす福祉会
12	株式会社テップル	30	一般社団法人コミュニティネットワーク協会	47	インケアフィット株式会社
13	生活クラブ生活協同組合	31	有限会社アシスト	48	IGOCOCHI株式会社
14	一般社団法人ビーンズ	32	特定非営利活動法人エヌフィット	49	社会福祉法人白寿会
15	特定非営利活動法人東京ソテリア	33	株式会社陽徳不動産	50	一般社団法人住まいと暮らしの相談室
16	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	34	株式会社ヒューライフコーポレーション		
17	一般社団法人家財整理相談窓口	35	株式会社ふるさと		

※No.は法人指定番号



居住支援協議会の役割

居住支援協議会は地方公共団体や不動産関係団体、居住支援団体等から成る協議会です。

都道府県・区市町村、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅の貸主の方の双方に対して、住宅情報の提供等の支援を行います。

都内の居住支援協議会



居住支援協議会一覧

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/ha_council/kyougikai.html

よくあるQ&A

Q1 住宅確保要配慮者(P1、2ほか)とは？

A1 東京都では次のように定めています。低額所得者、被災者(発災後3年以内)、高齢者、障害者、子ども(高校生相当以下)を養育している者、外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、北朝鮮拉致被害者、犯罪被害者、生活困窮者、更生保護対象者、東日本大震災による被災者、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT等、UIJターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者

Q2 住宅の登録の際、貸主が、全ての住宅確保要配慮者ではなく、入居対象者の範囲を定めることができるとありますが(P5)、どのように定めることができますか？ また、どのような条件を付けることができますか？

A2 例えば、「高齢者のみの入居を拒まない」とすることができます。また、「自力で生活できる方が介助者が近くに居住している方に限る」といった条件を付けることができます。

Q3 入居中の住宅を登録した場合は、補助対象となりますか？(P7~P10)

A3 家賃・家賃債務保証料等低廉化への補助、登録協力補助については、入居中は対象外である一方、改修費補助、耐震改修費補助^{*}、見守り機器設置費等補助(見守り機器)^{*}、住宅設備改善費補助^{*}については、入居の有無は問いません。なお、少額短期保険等保険料補助^{*}、見守り機器設置費等補助(見守りサービス)^{*}については、保険の対象となる又はサービスを受ける入居者がいる必要があります。
※は貸主応援事業の補助メニューです。

Q4 家賃の低廉化への補助(P8)について、「原則、入居者を公募し」との要件がありますが、老朽化した住宅の建替えに当たり、建替え前の入居者が建替え後も引き続き入居した場合は、補助を受けることはできますか？

A4 原則として、補助を受けることはできません。

Q5 家賃の低廉化への補助(P8)について、「原則、入居者を公募し、抽選その他公正な方法により入居者を選定すること」との要件がありますが、「公募」の手法に決まりはありますか？ また、「申し込み先着順」は認められますか？

A5 「公募」の手法に決まりはなく、例えば、ホームページへの掲載(「セーフティネット住宅情報提供システム」への掲載を含みます)や不動産店での広告掲示も認められます。また、入居者の選定方法として「申し込み先着順」も認められます。

詳細はこちらをご参照ください。

大家さん向け住宅確保要配慮者受け入れハンドブック 解説版 PDF

<https://www.mlit.go.jp/common/001220443.pdf>



よくあるご質問 セーフティネット住宅情報提供システム

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/faq.php>

住宅の登録及び補助制度に関するお問い合わせ

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
新宿区西新宿7-7-30小田急西新宿O-PLACE3階 ☎03-5989-1791(直通)

住宅セーフティネット制度に関するお問い合わせ

東京都住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課 住宅セーフティネット担当
新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎13階南側 ☎03-5388-3320(直通)

八王子市に所在する住宅の登録の場合

八王子市まちなみ整備部住宅政策課
八王子市元本郷町三丁目24番1号
☎042-620-7260(直通)

令和5年3月発行



都営住宅の活用

■ 優先入居制度（世帯向け）

住宅に困窮する低額所得者の中でも、特に困窮度が高い者について、都営住宅への優先入居を図る制度（高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、著しく所得が低い世帯など）

倍率優遇方式

高齢者、心身障害者、ひとり親、多子等の世帯について、当せん確率を、他の一般の入居申込者より5倍または7倍有利に取扱う方式（年2回実施）

ポイント方式

住宅困窮度を点数で評価し、合計点数が高い世帯から入居者を決定する方式（年2回実施）

戸数割当方式

母子生活支援施設転出者向けなどに一定戸数を事業所管局等に割り当てる方式

■ 単身者向け募集

60歳以上の高齢者の方や障害者の方などのほか、配偶者等から暴力を受けた被害者の方で一定の要件を満たす場合に単身者でも入居申し込みが可能

※ 優先入居制度、単身者向け募集いずれも東京都営住宅条例第6条に掲げる使用者の資格条件を具備している必要がある（同条例第7条に該当する者を除く）

住居喪失不安定就労者・離職者等対策について(TOKYOチャレンジネット)

目的

住居を喪失し、インターネットカフェなどに寝泊まりしながら不安定な就労に従事する者や離職者等に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、資金貸付及び就労支援を実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図る。

経緯など

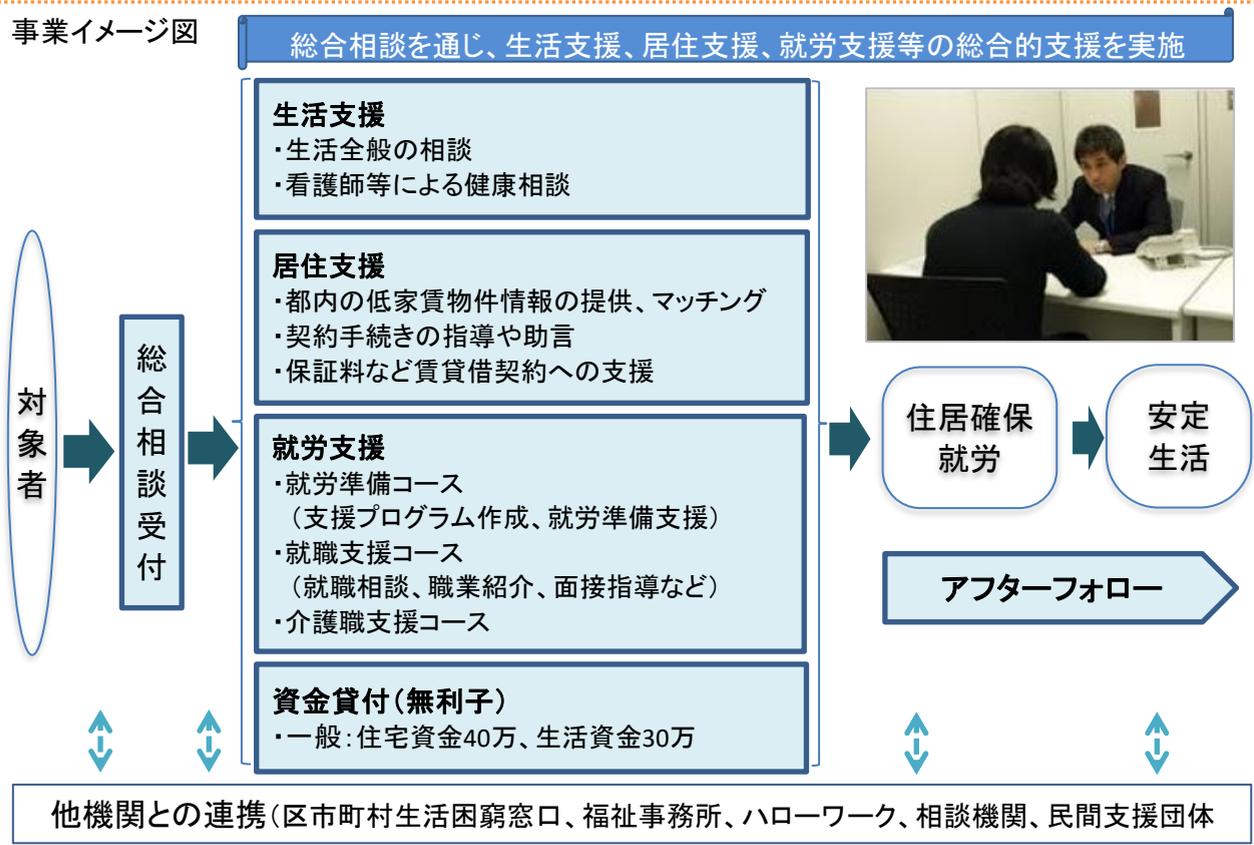
◆リーマンショックを契機とした世界的な不況→製造業を中心とした”派遣切り”

- 平成20年4月 住居喪失不安定就労者サポート事業として事業開始
サポートセンター「TOKYOチャレンジネット」を設置 場所:東京都健康プラザハイジア3F
- 平成23年4月 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業として再構築

◆新型コロナの緊急事態宣言→ネットカフェ等の休業により居場所を失う方が増加

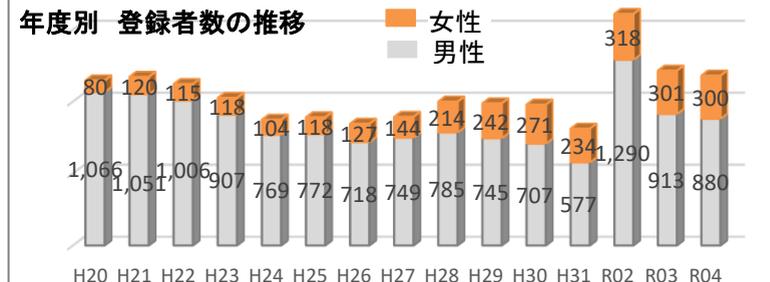
- 一時利用住宅の拡充(100戸→500戸)、緊急的な一時宿泊場所の提供(100部屋)

事業イメージ図

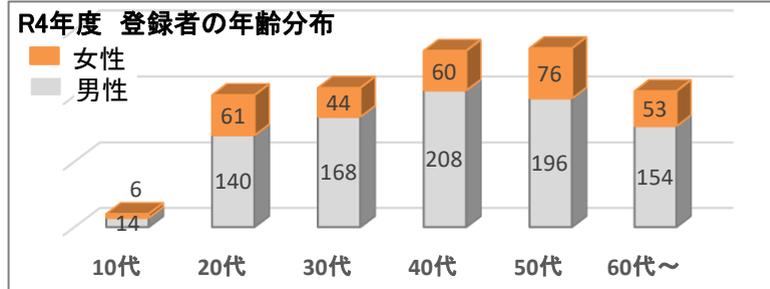


事業実績

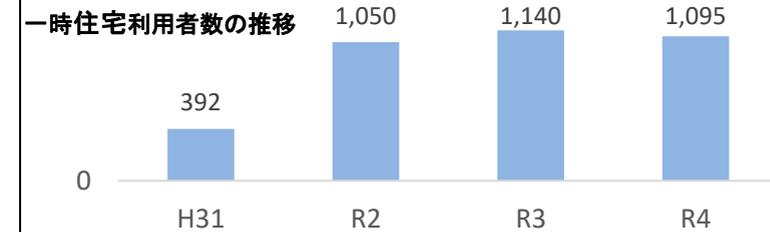
年度別 登録者数の推移



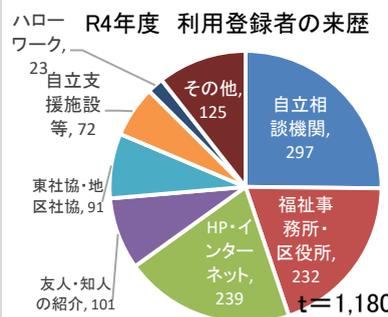
R4年度 登録者の年齢分布



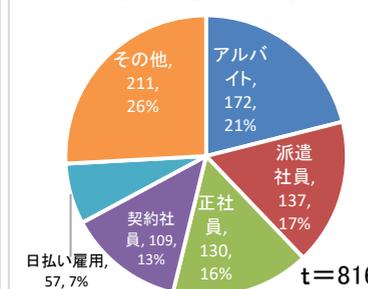
一時住宅利用者数の推移



R4年度 利用登録者の来歴



R4年度 入居時の就労状況



就労や住居確保など、生活が改善された者の割合
(令和4年度) 89.7%